

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十四年十二月十二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第二百九十七号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十九号）の施行に伴い、並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十條第二項第二号及び第三号、第十八條第二項第二号、第十九條の二十一第二項並びに第十九條の三十第三項において準用する同法第十九條の十五第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五條の四十八第一項及び第二十五條の五十八第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第五十四條、排他的經濟水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第三條第三項（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第五十一條の五の規定により読み替えて適用される場合を含む）、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七條第四項及び第五項並びに国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第三十四條第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正）

第一條 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第一條の五中「法第十九條の二十三第一項」を「同号」に改める。

第四條第一項中「廃プラスチック類」を「食物くず」に改め、同條第三項中「前條第三項」を「前條第四項」に改める。

第四條の二第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 ばら積みの貨物として輸送された物質であつて当該物質の取卸しが完了した後に貨物倉に残留するもの（国土交通省令で定める物質を含むものを除く。）

二 貨物として輸送される動物であつてその輸送中に死亡したものの死体

第四條の二第二項第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 生鮮魚及びその一部（漁ろう活動に伴い生ずるものに限る。）

第四條の二第四項中「別表第三」の下に「第一号、第二号、第五号及び第六号」を加え、「その排出方法に関する基準が同表第一号下欄に掲げる要件に適合する排出方法であるときは第一号に定めるところにより、その排出方法に関する基準が同表第二号下欄に掲げる要件に適合する排出方法であるときは第二号に定めるところにより行う」を「当該廃棄物を少量ずつ排出し、かつ、当該廃棄物ができる限り速やかに海中において拡散するよう必要な措置を講ずる」に改め、各号を削る。

第九條の二第二号中「油等以外」を「油、有害液体物質等又は廃棄物（以下「油等」という。）以外」に改める。

第九條の三中「別表第二の二」を「別表第四」に改める。

第十一條の八中「法」の下に「第十九條の三十第三項及び」を加え、「第四十三條の六第二項」を「第四十三條の九第二項」に改める。

第十一條の九中「第四十三條の六第二項」を「第四十三條の九第二項」に改める。

第十一條の十の表第一号上欄中「第四号」を「第五号」に、「別表第四」を「別表第五」に改める。

第十一條の十一第一項を削り、同條第二項中「硫黄分の濃度が質量百分率四・五パーセント以下であり、かつ」を削り、同項を同条とする。

第十二條中「第十九條の二十六第一項ただし書」を「第十九條の三十五の四第一項ただし書」に改め、同条ただし書中「法第十九條の二十六第二項本文」を「同條第二項本文」に改める。

第十二条の二中「第十九条の二十六第二項本文」を「第十九条の三十五の四第二項本文」に改める。  
 第十二条の三中「第十九条の二十六第二項第一号」を「第十九条の三十五の四第二項第一号」に改める。  
 第十五条中「第十九条の二十六第五項第一号」を「第十九条の三十五の四第五項第一号」に改める。  
 第十七条の二第二項中「大気汚染」の下に「地球温暖化」を加え、「第十一条の十一第二項」を「第十一条の十二」に改める。  
 別表第二の二を次のように改める。  
 別表第二の二(第四号、第十一号の十関係)

| 廃棄物の区分  | 排出海域に関する基準   | 排出方法に関する基準  |
|---|--|---|
| 一 食物くず(次号上欄に掲げるものを除く。)  | 南極海域(海洋施設等周辺海域を除く。)のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域                                       | イ 国土交通省令で定める技術上の基準に適合する粉砕装置で処理して排出すること(以下「粉砕式排出方法」という。)<br>ロ 国土交通省令で定める加熱殺菌その他の殺菌するための措置を講じて排出すること。<br>ハ 当該船舶の航行中に排出すること。 |
| 二 食物くず(鳥綱に属する種の個体(その個体の一部を含むものを除く。別表第四号の二において同一品を含まないものに限る。)) | 甲 海域並びにバルティック海海域、北海海域及び北大西洋海域、地中海海域及び大西洋海域のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域(海洋施設等周辺海域を除く。) | イ 粉砕式排出方法により排出すること。<br>ロ 当該船舶の航行中に排出すること。   |
|   | 乙 海域   | 当該船舶の航行中に排出すること。  |
|   | 海洋施設等周辺海域(南極海域以外の海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域にある船舶又は海洋施設に係るものに限る。)          | イ 粉砕式排出方法により排出すること。<br>ロ 国土交通省令で定める加熱殺菌その他の殺菌するための措置を講じて排出すること。<br>ハ 当該船舶の航行中に排出すること。                                     |
|   | 海洋施設等周辺海域(南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域に係るものに限る。)                               | イ 粉砕式排出方法により排出すること。<br>ロ 当該船舶の航行中に排出すること。   |

備考

- この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域をいう。
  - この表において「海洋施設等周辺海域」とは、海底及びその下における鉱物資源の掘探に従事している船舶又は当該鉱物資源の掘探のために設けられている海洋施設の周辺五百メートル以内の海域をいう。
  - この表において「甲海域」とは、全ての国の領海の基線からその外側三海里以遠の海域(乙海域、バルティック海海域、北海海域、南極海域、バルティック海海域、地中海海域、北大西洋海域及び大西洋海域を除く。)をいう。
  - この表において「バルティック海海域」とは、別表第一の五に掲げるバルティック海海域(海洋施設等周辺海域を除く。)をいう。
  - この表において「北海海域」とは、次に掲げる海域(海洋施設等周辺海域を除く。)をいう。  
 イ 北緯六十二度の緯度線を北端とし、西経四度の子午線を西端とする北海の海域  
 ロ スカウを通る北緯五十七度四十四・八分の緯度線をバルティック海海域との境界線とするスカゲラック海峡の海域
  - 北緯四十八度三十分の緯度線を南端とし、西経五度の子午線を西端とする英国海峡への入口の海域を含む英国海峡の海域
  - この表において「バルティック海海域」とは、別表第一の五に掲げるバルティック海海域(海洋施設等周辺海域を除く。)をいう。
  - この表において「地中海海域」とは、別表第一の五に掲げる地中海海域(海洋施設等周辺海域を除く。)をいう。
  - この表において「北大西洋海域」とは、北緯三十度西経七十七度三十分の点から陸岸まで二七〇度に引いた線、同点、北緯二十度西経五十九度の点、北緯七度二十分西経五十度の点及びフランス領ギアナの陸岸の東端を順次結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域(海洋施設等周辺海域を除く。)をいう。
  - この表において「乙海域」とは、全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域(バルティック海海域、北海海域、南極海域、バルティック海海域、地中海海域、北大西洋海域及び大西洋海域を除く。)をいう。
- 別表第三を次のように改める。  
 別表第三(第四号の二関係)

| 廃棄物                                  | 排出海域に関する基準   | 排出方法に関する基準                               |
|--------------------------------------|--|--|
| 一 第四条の二第一項第一号に掲げる廃棄物のうち特定船舶から排出されるもの | バルティック海海域、北海海域、北大西洋海域及び大西洋海域のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域(海洋施設等周辺海域を除く。) | イ 最小限度にとどめて排出すること。<br>ロ 当該船舶の航行中に排出すること。 |



六 この表において「地中海海域」とは、別表第二の二備考第七号に規定する地中海海域をいう。

七 この表において「拡大カリブ海域」とは、別表第二の二備考第八号に規定する拡大カリブ海域をいう。

八 この表において「海洋施設等周辺海域」とは、別表第二の二備考第二号に規定する海洋施設等周辺海域をいう。

九 この表において「乙海域」とは、別表第二の二備考第九号に規定する乙海域をいう。

(排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令の一部改正)

第二条 排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令(平成八年政令第二百号)の一部を次のように改正する。

第三条 第一項を削り、同条第二項中「前項に掲げる」を削り、「令」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。)」に改め、同項の表を次のように改める。

| 廃棄物                     | 排出海域に関する基準  | 排出方法に関する基準   |
|-------------------------|---|--|
| 一 令別表第三第二号<br>上欄に掲げる廃棄物 | 全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域のうち令別表第二の二に規定する海洋施設等周辺海域(以下単に「海洋施設等周辺海域」という。)以外の海域 | 当該船舶の航行中に排出すること。   |
| 二 令別表第三第三号<br>上欄に掲げる廃棄物 | 全ての国の領海の基線からその外側百海里以遠の海域のうち海洋施設等周辺海域以外の海域                                   | イ できる限り速やかに海底に沈降するよう必要な措置を講じて排出すること。<br>ロ 当該船舶の航行中に排出すること。 |
| 三 令別表第三第四号<br>上欄に掲げる廃棄物 | 排出海域は、限定しない。  | 排出方法は、限定しない。   |
| 四 令別表第三第六号<br>上欄に掲げる廃棄物 | 全ての海域のうち海洋施設等周辺海域以外の海域  | 当該船舶の航行中に排出すること。   |
| 五 令別表第三第七号<br>上欄に掲げる廃棄物 | 全ての海域のうち海洋施設等周辺海域以外の海域  | 排出方法は、限定しない。   |
| 六 令別表第三第八号<br>上欄に掲げる廃棄物 | 排出海域は、限定しない。  | 排出方法は、限定しない。   |

第三条第二項を同条とする。

(国土交通省組織令の一部改正)

第三条 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第七号、第四百九条第六号及び第五百十条第三号中「及び揮発性物質放出防止措置手引書」を「揮発性物質放出防止措置手引書、二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標」に改める。

(標準的な官職を定める政令の一部改正)

第四条 標準的な官職を定める政令(平成二十一年政令第三十号)

本則の表二十五の項中「原動機取扱手引書の承認」の下に「二酸化炭素放出抑制航行手引書の承認、二酸化炭素放出抑制指標に係る確認」を加える。

附 則

(施行期日)

- この政令は、平成二十五年一月一日から施行する。
- (罰則に関する経過措置)  
この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

総務大臣 樽床 伸二  
 国土交通大臣 羽田雄一郎  
 環境大臣 長浜 博行  
 内閣総理大臣 野田 佳彦